

株式会社 大建

- ・ 本社所在地 福岡市早良区
- ・ 業種 サービス業
- ・ 事業内容 宅地開発、建設/補償コンサルタント、測量、建築
- ・ 設立年 1974年
- ・ 従業員数 31人
- ・ テレワーク導入部署 全部署(特に総務)
- ・ テレワーク導入対象 19人



テレワーク導入のきっかけ

在宅勤務を運用から正式な制度に

これまでも、家族の介護や健康上の理由で出社が困難な社員には、便宜的に在宅勤務を許可していたが、他の社員に遠慮する雰囲気があった。そこで、社員全員が在宅勤務を利用できるように正式に制度化を進めることにした。

テレワークによる課題解決の方法

在宅勤務を正式な「働き方」の一つに

- ◎ 在宅勤務制度規程を整備
→ 在宅勤務がすべての社員にとって選択できる働き方の一つになった。
- ◎ 在宅勤務者に対するデータ收受方法を紙や外部記憶媒体からクラウド経由に変更し、併せてセキュリティガイドラインを整備
→ セキュリティの向上と業務のペーパーレス化を推進する。

在宅勤務制度規程

第1条 (目的)

この規程は、株式会社大建（以下「会社」という）の従業員が個々のワークスタイルを確立し、フレキシブルで効率の良い業務ができる就業環境の一つとし、また仕事と育児、家庭の両立を促進することを目的とする。

第2条 (対象者)

在宅勤務制度は、次の各号のいずれかに該当する者に対して適用するものとする。

- ① 管理職である者
- ② 健康上の理由で通勤が困難な管理職で会社が認めた者
- ③ 要介護者と同居する者
- ④ その他、会社が在宅勤務が適当と認めた者

第3条 (手続き)

在宅勤務を希望する者は、原則一週間前までに所定の申請書に以下の事項を記入して所属長に提出しその承認を得ることとする。

- ① 在宅勤務となる理由
 - ② 自宅において行う業務の具体的内容
 - ③ 在宅勤務の予定期間
 - ④ 会社との連絡方法
 - ⑤ 前条第2号または第3号の理由による申請の場合、在宅勤務が可能と認められる医師の診断書
2. 会社は、前項の申請を適当と認めた場合は在宅勤務命令書により、申請者に在宅勤務を命ずるものとする。

第4条 (在宅勤務期間中の給与)

在宅勤務者の給与は賃金規程に定めるとおりとする。

第5条 (連続期間)

在宅勤務の期間は、従業員の希望と会社が適当と認める期間を考慮のうえ決定する。

テレワーク導入に関する感想・評価



◆企業担当者の感想◆

テレワークの活用法をさらに検討

社員全員が在宅勤務を利用できるように在宅勤務制度を整えました。子育て期の女性社員に利用が広がれば、ワークライフバランスの実現につながり、より働きやすい環境になると思います。

今後は、クラウドを利用した情報共有を進め、職場のペーパーレス化に積極的に取り組んでいく予定です。

◆テレワーク導入のポイント◆

ワークライフバランスから、さらに業務効率向上へ

これまで運用の中で行われてきた在宅勤務が正式な制度になることで、在宅勤務者は、安心感を持って働けるようになりました。また、在宅勤務申請の手続きも定められたので、より多くの人ができる機会が広がりました。

また、グループウェア上に情報を集約すれば、社員の利用率も高まります。例えば、スケジュールボードを廃止し、グループウェア上のカレンダーを利用するなどクラウドに情報を集約していくことで、業務の効率化を図ることができるようになります。

このように、今後は社員のワークライフバランスだけでなく、業務効率向上にもテレワークの仕組みを活かせるよう、さらに社内での検討が行われる予定です。

テレワーク導入までの道のり

- 2012年 6月27日 啓発員訪問
- 2012年11月 2日 コーディネーター訪問、ヒアリング
- 2012年11月28日 コンサルタント訪問、導入提案
- 2012年12月 7日 調査票記入依頼
- 2013年 2月25日 規則類ひな形提出
- 2013年 3月11日 修正版規則類提出

導入ツールとコスト(概算)

在宅勤務制度規程の整備
費用負担なし